

# 新成人が語る二十歳の抱負

平成24年行田市新成人を  
祝う会実行委員会

## 「諦めない心」

実行委員長 大谷 知史さん



今年度の実行委員長を務めさせていただきます。長野中卒業生の大家知史です。新成人代表としてごあいさつ申し上げます。私自身の20年間は、長いようでとても短い年月でした。これまでを振り返ると、毎日を大切に、また、楽しく過ごせたので、あつという間だったなと思うからです。

今までの生活は、正直、親に甘えて過ごしてきたと感じます。しかし、20歳を迎えた今、私たちは金銭面での「自立」だけではなく、精神面での「自立」も図っていく必要があります。2011年3月11日に、東日本大震災が起こり、多くの人々が震災の影響を受けました。そして今でもなお、避難生活を強いられている人々もいます。この状況下で私たちにできることを自分なりに見つけ、実行することが今の日本が元気になることにつながると 생각합니다。

また、それが自分自身の「自立」につながると私は信じています。これから社会人となり、いろいろな経験をしていく中で、特に精神面で「自立」することが大切になっていくと思います。「諦めない心」これが私のモットーです。何事にもあきらめず、最後までやり遂げることで、自分が成長できると信じています。たとえそれが失敗に終わったとしても、それは必ず精神的な成長につながると思うので、最後までやり遂げることが大切だと思います。良い大人になれるよう、これからも努力を重ねていきたいです。

## 「夢に向かって」

副実行委員長 小管 碧さん



平成24年の冬、無事に成人の日を迎えることができることを大変うれしく思います。それとともに、20年間私たちを支えてくださったたくさんの方々へ心よりお礼申し上げます。

この20年間を振り返ってみますと、あつという間の20年間でした。それはきつと、自分にとって大変充実した期間であったからだと思います。つらいこともありましたが、両親や友達、先生の応援があったのでいつも乗り越えることができました。特に「将来の夢」という大きな壁にぶつかってしまったとき、「両親は一番近くで共に真剣に考えてくれました。そのおかげで私は「保育士」という夢を見つげることができ、今はその夢に向かって一生懸命勉強に取り組んでいます。将来の夢の実現のために頑張っている今が、私にとって一番充実している時間です。何か大きな壁にぶつかつたとしても、その壁を避けて乗り越えられたとき、私たちは成長していくことができるのだと思います。成人という人生の節目を向かえ、これからも大きな壁が現れるかもしれませんが、そのとき、20年間の中で得たものを糧に乗り越えていきたいと思えます。

成人を迎えた私たちが今できることは、成人であるという意識をしっかりと持ち、自分が今できることは何かを考え、精一杯努力することだと思います。成人として守らなくてはならないマナーをしっかりと守り、また、将来の夢を実現できるように、目の前の課題に精いっぱい取り組んでいきたいです。

## ご存じですか 教育振興奨励金

本市では、市内で教育振興に沿った活動を行っている個人や団体の皆さんを対象にした奨励金を交付しています。

▶申請期間 2月1日(水)~20日(月)

▶対象

- ①学校教育関係(学校教育の充実、向上について調査・研究をする場合)
- ②社会教育・社会体育関係(社会教育、スポーツ活動および青少年の非行化防止活動の充実・向上のための事業)

▶交付限度額

- ①学校教育関係 【個人】5万円 【団体】10万円
- ②社会教育・社会体育関係

【個人】5万円 【団体】20万円

▶申し込み・問い合わせ 教育総務課庶務担当 ☎556-8311

## ご活用ください 就学援助費

経済的な理由により就学が困難な、小・中学校児童・生徒の保護者の方に、就学費用の一部を援助しています。お困りの方は、ご相談ください。

▶対象

- ①市民税が非課税の世帯
- ②児童扶養手当(子ども手当とは異なります)を受給している世帯
- ③その他、経済的に就学援助費が必要と認められる世帯など

▶援助内容 学用品費、給食費、修学旅行費、医療費など  
※詳細は市ホームページをご覧ください。

▶相談・申請・問い合わせ 教育総務課財務施設担当 ☎556-8311

## 小・中学校の指定学校変更

市では小・中学校の通学区域について規則で定めていますが、次に該当するときは、保護者の申し立てにより、指定した就学校を変更することができる場合があります。

### ▶区域外就学（指定学校変更）許可基準

No	願出の種類	該当学年	許可基準	許可期限	添付書類
1	最終学年	小学6年生 中学3年生	最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合。	卒業まで	—
2	学期途中	小学1～5年生 中学1～2年生	学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合。	学期末まで	—
3	住宅新築および 転居予定	全学年	家屋登記、住宅ローンなどの融資手続きのため住民票のみ異動した場合。 自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入、転居予定があり通学に支障がない場合。	入居予定日まで	建築確認書 工事請負契約書 売買契約書 賃貸契約書
4	両親共働きなど 留守家庭	小学校全学年	保護者が共働きなどにより留守になる家庭で、祖父母などの家から就学する場合、その通学区域。	事由の存する期間 (年度更新)	勤務証明書 営業証明書
5	身体的および 精神的理由	全学年	身体的理由で、通学途中の安全確保のため、指定通学区域外の学校に就学する場合。 登校拒否が客観的に予想される場合。	事由の存する期間	医師の証明書 学校長の意見書
6	家庭の事情により、住所異動 ができない方	全学年	市内に居住していることが証明された場合、通学区域内の学校へ就学。	住民登録が行われる まで	賃貸契約書 居住証明書(民生児童委員など)
7	特別支援学級 に入級する方	全学年	就学指定校に該当する特別支援学級がない場合。	就学指定校に該当する特別支援学級が設置されるまでの期間	—
8	地域の事情	全学年	教育委員会が、指定校の変更を認めている地域(許容地域)。	卒業するまで	—
9	その他	全学年	上記以外で、特別の事情がある場合。	適切と判断する期間	その都度必要とする書類

### ▶指定学校を変更することができる場合の手続き

平成24年度に入学する方については、保護者から就学すべき学校の変更願を2月15日(水)までに教育総務課へ提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します(その他の方については、随時受け付けます)。

▶相談・申請・問い合わせ 同課庶務担当 ☎556-8311

### 入学準備金を貸し付けます

本市では、高校・大学などへ入学を希望する方の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、入学準備金の貸し付けを行っています。

▼申請期間 2月1日(水)～20日(月)

▼対象 市内に6カ月以上居住し、市税を完納している方※連帯保証人が必要

#### ▼貸付金額

①大学・短大および専門課程を置く専修学校の場合 30万円

②高校・高専および高等課程を置く専修学校の場合 20万円

#### ▼申請時に添付する書類

在学または出身学校長が大学・高校などの長に提出する調査書の写し、家庭調査書、住民票の写し(世帯全員)、承諾書

#### ▼貸付決定後に提出する書類

借用書(連帯保証人が必要)、入学許可書または合格通知書

#### ▼返還方法

3カ月を据え置き、大学については50カ月以内、高校については35カ月以内で毎月の分割払い。

#### ▼申し込み・問い合わせ

庶務担当 ☎556  
18311

